

「接骨院・鍼灸院・マッサージ施術院感染拡大防止事業費補助金」について

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、接骨院、鍼灸院、マッサージ施術院においては運動器領域への医療提供体制の一翼を担いながら事業を継続することが求められている。

これらの接骨院等が院内での感染拡大を予防しながら地域で求められる施術サービスを提供できるよう、感染拡大防止等に要した経費を助成するもの。

1. 補助対象

半田市内において、柔道整復師、鍼灸師及びあん摩マッサージ指圧師が開設し、保険診療を実施する施術院 約 75 件（推計）

2. 対象経費及び上限金額

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や施術体制確保等に要する経費（マスク、消毒液、空気清浄機の購入等）に対し、1 施術院につき上限 10 万円

※同一の管理者が市内の異なる場所で複数の施術院を運営する場合は、1 院ごとの交付とする。

3. 対象期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに要した経費を対象とする。

4. スケジュール

9 月定例会での補正予算措置後、順次、事業開始